

令和4年度

緑化樹配付事業のごあんない

植えてみませんか？育ててみませんか？



大阪府は市町村と協力して緑化樹の無償配付を実施します。

多くの方の目に触れる場所（敷地の接道部やコミュニティスペースなど）で地域の方々が協同で行う緑化活動が対象です。

こんな樹木を配付します！



例えば・・・

こんな場合に樹木の配付が受けられます

住宅地で...

住宅地やマンションなどを自治会や町内会の皆さんが協同で緑化するとき。

学校で...

学校、幼稚園などでPTAの皆さんが協同で緑化するとき。

近くの公園で...

近くの公園や公共の場を地域の皆さんが協同で緑化するとき。

工場で...

快適な職場環境をつくるため、工場を社員の方や地域の皆さんが協同で緑化するとき。

	配付時の樹木の高さ	樹種
高木	約 1.5m	キンモクセイ、サザンカ、ヤマモモ、イロハモミジ、コブシ、サルスベリ、セイヨウカナメ（レッドロビン）、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ（白花）、ハナミズキ（赤花）、ヤマザクラ 以上 12種類
中木	約 0.3mから 0.5m	アオキ、クチナシ、サツキ、シャリンバイ、ツゲ、ヒラドツツジ、ユキヤナギ、アジサイ、カンツバキ 以上 9種類
つる植物	約 0.2mから 0.3m	キツタ、ナツツタ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラ、モッコウバラ 以上 5種類

注意

- 1箇所あたり高木2本以上の申請が配付条件です。
- 低木・つる植物だけでの配付は行いません。必ず高木と併せて申請してください。
- 低木・つる植物の配付本数は、高木1本あたり5本以内とします。
- 配付した樹木は、地植えもしくは大型プランター※に植え付けてください。
※プランターの容量は100リットル以上とします。
- 樹種は変更する場合があります。

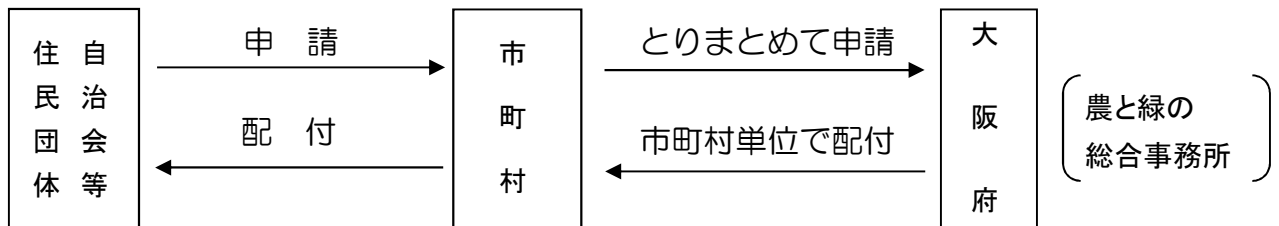


樹木の配付を受けるには...

令和4年6～8月頃に、各市町村の広報媒体（ホームページや広報・配布チラシ等）をご確認のうえ、各市町村の緑化担当課に申し込んでください。



申込みの締切り日は各市町村によって異なりますので、必ず事前に最寄りの市町村（緑化担当課）へ確認してください！



(注意事項)

- 配付本数には限りがあるため、配付ができない場合や、ご希望の樹種や本数をお渡しできない場合があります。
- 申請後の樹種及び本数の変更は原則できません。
- 住民や社員、PTAなどの皆さんが協同して行う緑化が対象となります。植栽を業者だけで実施するなど、協同緑化でないものは対象となりません。
- 配付された樹木は皆さんのものです。植え付けや管理は、配付の申し込みをされた皆さんで責任をもって実施してください。
- 樹木を受け取り、植え付けされましたら、配付された樹木の写真を実績報告書として提出をお願いします。
なお、写真の撮影は以下の点を踏まえ、実施してください。
 1. ①植栽前 ②植栽活動中 ③植栽後に活動された皆さんの集合写真を撮影する。
 2. 配付された樹木がすべて確認できるように撮影する。
 3. 写真は必ず「みどりの基金」のロゴとともに撮影する。
- 樹木の植栽場所（施設名）や団体名を、実績報告書やホームページで公表することがありますので、あらかじめご了承ください。



緑化樹の配付時期について

令和5年2月から3月頃に各市町村が指定する場所で配付をいたします。
詳しくは各市町村の緑化担当課までおたずねください。



大阪府環境農林水産部 みどり推進室
みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16

大阪府咲洲庁舎 22階

TEL 06(6210)9558

令和4年6月発行